

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|----------|-------------|---------------|---|--|---------------|-------------------|---|----------------------|-----------------------------|---|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 290412003 | 29年4月12日 | 29年4月25日 | 29年5月31日 | 中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間を延長すること、および対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県にまで拡大すること | <p>【要望内容】 中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間延長および対象訪問地域の青森県、秋田県、山形県への拡大</p> <p>【理由】 定住人口の減少に歯止めがかからない中で地域の再生を図るには、交流人口の拡大が不可欠であるが、特に東北地方は、震災以降、他地域と比べて訪れる外国人旅行者数が低調にある。このため、訪日外国人としては最も多い中国人旅行者に対する数次査証(ビザ)の有効期間(3年)を延長するとともに、東日本大震災の被災三県(岩手県、宮城県、福島県)および沖縄県だけに認められている対象訪問地域を、青森県、秋田県、山形県にまで拡大する必要がある。</p> <p>(注)沖縄県数次ビザ/東北三県数次ビザ 個人観光で1回目の訪日の際に沖縄県または東北三県(岩手県、宮城県、福島県)のいずれかの県に1泊以上する者に対して、以下の要件を満たす場合に数次ビザ(有効期間3年、1回の滞在期間30日以内)を発給。対象者は以下のとおり。 (ア)十分な経済力を有するものとその家族 (イ)過去3年以内に日本への短期滞在での渡航歴がある者で一定の経済力を有する者とその家族</p> | 日本商工会議所 | 警察庁 法務省 外務省 | 中国国民に対する東北三県数次ビザ(有効期間3年、1回の滞在期間30日)については、平成29年5月8日より、対象訪問地域を青森県、秋田県、山形県を含む東北六県へ拡大するとともに、これまで一定の経済力を有する方に課していた、過去3年以内の日本への渡航履歴要件を廃止しています。 | 外務省設置法 | 検討を予定 現行制度 下で対応 可能 | 中国国民に対する東北数次ビザの有効期間の延長については、今後、数次ビザの運用状況をレビューし、治安等への影響について関係省庁の見解もよく考慮して、観光立国の実現や日中間の人的交流の更なる拡大等の観点を踏まえ、検討していきます。対象訪問地域の拡大については、平成29年5月8日より、青森県、秋田県、山形県を含む東北六県に拡大しています。 | △ |
| 290412015 | 29年4月12日 | 29年4月25日 | 29年5月31日 | 外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、査証(ビザ)のオンライン申請を導入すること | <p>【要望内容】 外国人による査証(ビザ)のオンライン申請の導入</p> <p>【理由】 日本国外において、外国人が査証(ビザ)を申請する際には、当該国の日本大使館もしくは領事館へ必要書類を提出し、ビザの発給申請を行う必要がある。外国企業ならびに外国人の利便性向上を図るため、オンライン申請を導入する必要がある。</p> | 日本商工会議所 | 警察庁 法務省 外務省 | ビザの申請は、原則として、申請人の居住地又は旅券発給国(地域)を管轄する日本国大使館又は総領事館において、申請人本人が行う必要があります。申請にあたり、申請に必要な書類は、申請人の渡航目的及び国籍によって異なりますし、国及び地域によっては日本国大使館又は総領事館が承認した代理申請機関を通じて申請していただく場合があります。 | 外務省設置法 | 検討を予定 | ビザの申請にあたっては、本人または代理人の出頭により、人定事項等の確認に漏れなきを期す必要があり、また提出書類は原本によりその真偽を確認する必要があることから、現時点でオンラインによる申請は行っておりませんが、ビザを申請する方々の利便性向上のための一つの方法として、今後、手続の一部を電子化する可能性について検討を行っていきます。 | △ |
| 300220021 | 30年2月20日 | 30年3月13日 | 30年3月30日 | ビザ発給要件の緩和 | <p>【提案の具体的内容】 訪日旅行の需要が拡大する可能性がある国・地域等について、ビザ発給要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 わが国政府は、今年1月1日からインド国民に対する短期滞在数次ビザの緩和措置を実施するなど、外国籍保有者に対する数次ビザの導入やビザ発給要件の緩和等、発給件数の拡大に資する措置を段階的に講じている。しかし、人口規模が大きく訪日旅行需要の更なる拡大が期待できる国(例えば、中国、インドネシア、インド、ベトナム、ロシア等)の国籍保有者に関しては、ビザを完全に免除された形での渡航が認められていない。 2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人の実現を目指すうえで、より強力に効果的な施策を推進する必要がある。特に、訪日旅行需要の拡大が見込まれる国・地域等については、ビザ発給要件の一層の緩和や申請書類の簡素化とともに、ビザ免除に重点的に取り組むことが有効である。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 外務省 | 我が国では、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人の目標達成を目指し、訪日に当たってビザが必要な国・地域のうち、インバウンド観光の観点から潜在力の大きな市場をターゲットに、戦略的にビザ緩和を実施しています。 具体的には、昨年1月にロシア国民に対して、数次ビザの新設、ビジネス目的の方向けの数次ビザの緩和に加え、渡航費用を自己負担する方については身元保証を廃止しました。また、インド国民に対しては、昨年2月に学生のビザ申請手続きの簡素化を、本年1月には数次ビザの申請書類の簡素化を実施しました。中国国民に対しては、昨年5月に、一次ビザの申請手続きの簡素化、新たな数次ビザの導入、東北三県数次ビザの六県への拡大、及び中国国外に居住する中国国民に対する数次ビザの導入等を実施しました。 更に、インドネシア国民に対しては、2014年12月から、IC旅券事前登録制ビザ免除を導入しています。 | 外務省設置法 第4条 | 検討に着手 | 今後も、訪日外国人が多く見込まれる国を中心に、不法滞在や犯罪等、国内への負の影響が可能な限り生じないよう工夫しつつ、戦略的にビザ緩和に取り組んでいきます。その際、一定飛びにビザ免除とすることは困難な場合もありますが、過去に導入した措置の効果等も検討した上で、ビザ発給要件の緩和や、申請手続きの簡素化等も含め、段階的にビザ緩和を進めていきます。 | |
| 300220022 | 30年2月20日 | 30年3月13日 | 30年3月30日 | 若年層による旅券申請時の負担軽減 | <p>【提案の具体的内容】 若年層の旅券申請時の手数料を減免すべきである。</p> <p>【提案理由】 「観光立国推進基本計画」(2017年3月28日閣議決定)で指摘されているとおり、諸外国との双方向の交流拡大は、インバウンドの拡大にも貢献し得ることから、アウトバウンド振興を図る必要がある。 特に、将来の旅行需要を確保・育成するうえで、若年層の海外渡航離れに対応することが極めて重要な課題となっている。旅券法及び同施行令ならびに都道府県の条例で定められた旅券申請時に国及び都道府県に納付する手数料について、若年層の減免が認められれば、若年層の旅券取得、さらには海外渡航促進につながる。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 外務省 | 一般旅券については10年旅券の国・都道府県の手数料は合計16,000円、5年旅券は、12歳以上は11,000円、12歳未満は6,000円となっています。なお、10年旅券は20歳以上の者のみ申請可能です。 現在、手数料を減額する対象を12歳未満としているのは、平成7年の制度改正時に、子の併記制度の廃止に伴い、年少者を抱える家庭の負担を勘案して、鉄道、バス、航空運賃など社会通念上、概ね定着していると思われる基準を参考として、12歳未満については、当時の有効期間が5年の一般旅券の発給手数料を半額(5,000円)としたことによるものです。 | 旅券法第20条 旅券法施行令第2条 | 対応不可 | 旅券手数料は受益者負担との考えに基づき、旅券事務に要する行政経費を勘案して算定しています。現在、旅券事務に要する行政経費は旅券手数料収入を上回っており、手数料の引下げは困難な状況です。 旅券手数料は法定事項であり、旅券手数料を減額する対象を拡大するには法改正が必要となります。そのためには公平性・客観性の観点から、多くの国民から十分な理解を得られる合理的な理由が必要です。 旅券の取得は5年、10年に一度きりであり、若年層を対象にした旅券手数料の減免により、若年層の旅券取得、さらには海外渡航促進につながるなどの客観的な根拠が示されていない状況では、若年層を対象にした手数料の引下げは公平性・客観性の観点から困難です。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|--------------|--------------|---------------|---|--|------------------|------------|---|---|---|---|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 300220031 | 30年 2月20日 | 30年 3月13日 | 30年 3月30日 | APEC Business Travel Card (ABTC)取得に要する期間の短縮 | <p>【提案の具体的内容】 APEC Business Travel Card(ABTC)取得までに要する期間の短縮を要望する。</p> <p>①日本国内における審査期間の短縮 ②申請書記載項目の削減 ③承認国を追加する際のABTC一時返却期間の短縮および代替カードの発行</p> <p>【提案理由】 ABTCは頻繁にAPEC域内へ出張する役員・社員が活用しており、入国時に優先レーンにより入国審査時間が短縮されたり、ビザ不要になるなど入国手続が緩和されるメリットは大きい。しかし、申請から取得まで長期間を要するなど、活用したい時期を逸してしまう場合がある。</p> <p>①ABTCの発行は、日本国内での審査を終えた後、他の対象18か国全ての国で承認が下りてからが基本となり、現在、申請書提出後6か月程度かかっている。そのうち日本(外務省)におけるABTC申請書審査には約2か月を要している。長くと1か月程度に短縮してほしい。</p> <p>②申請者はすでにパスポートを取得していることから、例えばパスポートのICチップに登録されているデータを活用し、申請書記載項目を削減することが可能と考えられる。個人情報保護する仕組みを講じつつ、氏名、旅券番号だけを記載すれば済むよう簡素化を求める。</p> <p>③承認に要する期間が長い国を対象から外して、一旦ABTCを発行するケースがある。その後、外した国を追加申請する必要が生じた場合、当該国による承認がおりた後に、ABTCカード上の情報の書き換えのため、ABTCを外務省に返却する必要がある。情報が書き換えられ、カードが戻ってくるまで現状45日程度を要しており、その間はABTCが使用できない。発行までの期間短縮に加え、カード返却中に使用できる代替カードの発行を求める。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 外務省 | <p>① 現在ABTCについては、「アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令」(以下「省令」とします。)に基づき手続を行っています。また申請から交付までの手続は、外務省ホームページ「http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000040125.pdf」に掲載していますが、日本国内での審査が完了した後、ABTCに参加するAPEC加盟国・地域における審査が行われ、これらの審査が完了した後、ABTCが発行・交付される流れとなっています。</p> <p>② ABTCの申請にあたっては、省令第三条第一項に基づき申請書を提出する必要がありますが、この申請書には氏名及び旅券番号に加えて、生年月日及び性別を記載する必要があります。</p> <p>③ 上記①におけるAPEC加盟国・地域における審査は現在19か国・地域で行われており、各国・地域で審査完了時期が異なることから、全加盟国・地域の審査完了を待つことなく申請者の申出により審査途中でのABTCの発行・交付を受けることができます。この場合、審査が完了していない加盟国・地域での審査は継続され、これら加盟国・地域での審査完了後に再度申請者の申出により、渡航先が追加されたABTCを発行・交付を受けることができます。(省令第八条一項)ただし、申請者が現に有するABTCを返納する必要があります。(省令第八条二項)</p> | アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カードに関する省令 ①省令第三条から第六条 ②省令第三条一項 ③省令第八条 | ①対応 ②対応不可 ③(代替カード)対応不可 (発行までの期間短縮)対応 | <p>① 外務省でのABTC申請書の審査には有効な旅券を有しているか、申請書に虚偽の記載が無い、申請書に犯罪歴が無い等を確認するため所要の時間がかかりますが、提案を踏まえ引き続き迅速な事務の実施に努めます。</p> <p>② 適切な審査のためには、申請書、申請者が所持する有効な旅券の写し及び申請者の在職証明書等の各書類の間で、申請者の同一人性が確認されることが最も重要な要件の一つとなります。ご指摘の申請書の記載事項である氏名以外の性別、生年月日や旅券番号以外の券面情報等は申請書と各書類の同一人性を確認する上で必要不可欠であると認識しています。</p> <p>③ ABTCはこれに参加する加盟国・地域の同意により運用されており、ご提案のような代替カードの発行はこの同意に含まれていないため、日本国内の省令改正だけでなく、全加盟国・地域の同意を得る必要があります。他方で、渡航先追加の申請時に、申請者から現在のABTCに代えて「渡航先が追加されたABTCの交付準備が整うまで現在のABTCを引き続き使用することを希望する」旨の書面の提出があれば、渡航先が追加されたABTCの発行手続を先行して行っております。この場合、渡航先が追加されたABTCの交付準備が整うまで申請者は現在のABTCを引き続き使用することができ、ABTCが使用できない期間が返納及び送付に要する郵送期間のみとなり、大幅に短縮されます。</p> | |
| 300220035 | 30年 2月20日 | 30年 3月13日 | 30年 3月30日 | 旅券の申請手続の簡素化 | <p>【提案の具体的内容】 一般旅券の申請手続等について、以下の簡素化を要望する。 ① 旅券の電子申請 ② マイナンバー制度の活用による戸籍謄本・抄本の添付省略 ③ 旅券の交付場所の拡大</p> <p>【提案理由】 一般旅券の新規発給の申請にあたり、利用者は原則として旅券センターを訪問し、戸籍謄本・抄本を提出しなければならない。企業の従業員が平日に旅券センターを訪問する場合、業務に支障をきたすことなど訪問するには昼休みや閉館間際の夕方になるが、訪問しやすい時間帯ほど混雑している。ビジネス用途で緊急の申請が必要となる場合、戸籍謄本・抄本を用意し、旅券センターの窓口で手続を行うことは時間的にも厳しい。そこで、マイナンバーの利活用により、戸籍謄本・抄本の添付不要化を早期に実現するとともに、旅券の電子申請を再検討すべきである。加えて、申請者の受け取りの手間を省くため、旅券の交付場所の拡大にも取り組むべきである。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 外務省 | <p>①② 旅券発給申請は申請者本人又は代理人が旅券事務所窓口に出頭し、申請書、戸籍謄本等を提出し、かつ本人確認書類を提示して行います。旅券事務所は申請書類や本人確認書類を確認し、受領証を申請者に交付します。申請から交付に要する標準処理期間は都道府県によって異なりますが、申請から概ね1週間前後で旅券が作成されず。旅券の交付は申請者本人が旅券事務所窓口に出頭し、日本国内では原則として受領証に収入印紙(国の手数料)及び都道府県証紙(都道府県の手数料)を貼って手数料を納付し、旅券事務所は申請者の本人確認を行った上で申請者に旅券を交付しています。</p> <p>③ 旅券の交付場所については、都道府県から市町村への旅券事務の再委託が拡大しているため、旅券窓口は毎年増加しています。旅券事務の都道府県から市町村への再委託が始まった平成18年の前年の平成17年の旅券窓口数は322(4月1日時点)でしたが、平成29年には都道府県と市町村を合わせた旅券窓口数は1,129(4月1日時点)まで拡大しています。</p> | 旅券法 旅券法施行令 旅券法施行規則 | 検討に着手 | <p>①旅券発給の電子申請については、デジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、現在、検討中です。</p> <p>②戸籍謄(抄)本の添付廃止については、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを活用して審査に必要な戸籍情報の入手が可能となることを前提に、現在、関係省庁と検討中です。</p> <p>③旅券の交付場所の拡大について、市町村への旅券事務の再委託は都道府県知事の判断により実施されており、都道府県の自主性に任されています。一方、旅券交付手続については、申請及び交付手続のための申請者の出頭回数削減を図るという観点から検討中です。</p> | |
| 300302017 | 30年 3月2日 | 30年 4月17日 | 30年 5月15日 | 在外公館における在留期間更新手続 | <p>【提案の具体的内容】 在外公館への本人出頭を前提に、日本国内で申請する場合の手続きと同様に、在外公館においても在留期間更新許可申請ができるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 日本企業における外国籍社員の雇用が増加する中で、日本企業は、日本在住の外国籍社員に対して、日本人と同様にキャリアの一環として海外駐在を命じることが少なくない。いずれ日本に戻ることを期待されている社員であるため、海外駐在中も急な日本への出張も想定され、日本ビザは切らさず更新する必要がある。このような中、在留期間更新の手続きは、申請・受領時に、申請人(外国人本人)が本邦に滞在している必要があり、且つ、更新手続き完了までに3週間程度必要である。在外公館(勤務国)への申請人本人の出頭を前提に、本邦に帰国することなく在外公館において在留期間更新許可申請ができるように見直すべきである。本要望が実現した場合、日本企業における高度外国人材の活用促進に繋がる。</p> | 一般社団法人 日本経済団体連合会 | 法務省 外務省 | <p>【法務省】 本邦における外国人の在留に関する事務は地方入国管理局が所掌しており、在留期間更新許可申請及び同申請により交付される在留カードの受領は、原則、外国人自らが地方入国管理局に出頭して行うこととされています。</p> <p>【外務省】 在留期間更新に係る手続は法務省の所管事項ですが、現在、国外からの申請は認められていないと承知しています。このため、在外公館で申請を受け付けることができません。</p> | ・法務省設置法第4条第1項第33号、第21条 ・出入国管理及び難民認定法第2条の2、第21条、第61条の9の3 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第21条 | 対応不可 | <p>在留資格は、外国人が本邦で行おうとする活動又は身分・地位に応じて付与されるものであり、在留期間の更新は、それを適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されるものです。また、その可否判断は、その方が行おうとする活動が、現に付与されている在留資格に該当するか否か及び当該外国人のそれまでの在留の状況を基礎に行われるべきものであって、海外駐在員のような長期間本邦に在留していない方については、評価すべき過去の在留事実が乏しく、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるとは認められません。加えて、付与された在留資格に応じた活動を行わずに本邦に在留される場合には、その在留資格を取り消すことができる制度も設けられています。したがって、御提案にあるような方に対して在留期間更新を許可することはできず、上記のとおり本邦に在留している方から申請されることを前提としている在留期間更新許可申請を、本邦外にある在外公館にて行うこととするのは適当ではありません。なお、日本への出張については、在留資格「短期滞在」で入国可能です。</p> | |